

はしがき

従来の年金相談においては、お客様からのご依頼のもと年金記録等をお調べすることや手続のお手伝いをすることが相談業務の中心でした。しかしながら、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」などによって年金情報の入手が容易になり、また「ねんきんダイヤル」や年金事務所等でのサービスも拡充され、お客様にとって照会や手続も身近なものになりました。このような年金を取り巻く行政サービスの変化によって、照会・手続重視からアドバイス重視の年金相談が求められつつあり、お客様にお役立ていただける情報をお伝えし、ご説明が必要とされるようになっています。

そこで、本書では、「基礎からきちんと学習したい」という相談員の声、「ここが知りたい」という相談者の声などを踏まえて、年金相談で必要とされる基本的知識から相談現場でのアドバイスまでを体系的に取り上げました。複雑な仕組みの年金であっても気軽に学習に取り組んでいただけるように適所に図表等を配置し、見落としがちな項目を「Check！」として取り上げ、相談者への「ワンポイントアドバイス」なども付加しました。また、2020年度版においては直近の改正内容や変更点を盛り込み、巻末に「被用者年金一元化の概要」を収録しました。

本書は年金相談に携わる方や年金の知識を体系的に習得されたい方の実務書として、また「銀行業務検定試験 年金アドバイザー」を受験される方の参考書として、さらには、拙著『ねんきんライフプラン』（経済法令研究会）の解説書としてもご活用いただける内容となっております。これらを踏まえ、本書は2010年の発刊以来、毎年の改訂を重ね11年目を迎えることとなりました。これからも皆様方の必携の書としてご活用いただければこれ以上の喜びはありません。

本書の執筆にあたり、年金相談等に携わる各方面の方からご要望を頂戴し、ご支援をいただきました。また、株式会社経済法令研究会出版事業部の松倉由香様ならびに関係スタッフの方々には多大なるご尽力を賜りました。この場をお借りしまして、心から御礼申し上げます。

2020年6月

鈴江 一恵

Contents

第1編 わが国の公的年金制度

第1章 公的年金制度の特徴	2
第2章 公的年金制度の体系	4
第1節 公的年金制度の沿革	4
第2節 現行の年金制度の体系	8
第3章 公的年金制度改革	11
第1節 年金制度の変遷	11
第2節 新制度における年金制度改革	13

第2編 年金制度の仕組み

第1章 年金制度の共通事項	24
第1節 主な用語の定義	24
第2節 年金制度の通則	25
第3節 年金額改定の仕組み	35
第2章 国民年金の仕組み	46
第1節 国民年金制度	46
第2節 被保険者	47
第3節 保険料	56
第3章 厚生年金保険の仕組み	67
第1節 厚生年金保険制度	67
第2節 被保険者	68
第3節 標準報酬月額および標準賞与額	76
第4節 保険料	81

第3編 老齢給付

第1章 老齢基礎年金	88
第1節 老齢基礎年金の仕組み	88
第2節 老齢基礎年金の年金額	95
第3節 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ	102
第2章 老齢厚生年金	107
第1節 60歳台前半の老齢厚生年金の仕組み	107

第2節	60歳台前半の老齢厚生年金の年金額	112
第3節	老齢厚生年金の仕組み	123
第4節	老齢厚生年金の年金額	124
第5節	老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ	125
第6節	在職老齢年金	132
第7節	60歳台前半の老齢厚生年金と雇用保険との調整	140

第4編 障害給付

第1章	障害基礎年金	150
第1節	障害基礎年金の仕組み	150
第2節	障害基礎年金の年金額	157
第3節	障害基礎年金の支給停止・失権	159
第2章	障害厚生年金と障害手当金	161
第1節	障害厚生年金の仕組み	161
第2節	障害厚生年金の年金額	165
第3節	障害厚生年金の支給停止・失権	172
第4節	障害手当金	173
第3章	特別障害給付金	176
(コラム)	労災保険の概要～国民年金および厚生年金保険との関係～	178

第5編 遺族給付

第1章	遺族基礎年金	180
第1節	遺族基礎年金の仕組み	180
第2節	遺族基礎年金の年金額	183
第3節	遺族基礎年金の支給停止・失権	185
第2章	遺族厚生年金	188
第1節	遺族厚生年金の仕組み	188
第2節	遺族厚生年金の年金額	191
第3節	遺族厚生年金の支給停止・失権	196
第4節	老齢給付との併給調整	199

第6編 その他の年金制度と企業年金制度等

第1章	第1号被保険者の独自給付	202
-----	--------------	-----

第1節	付加年金	202
第2節	寡婦年金	203
第3節	死亡一時金	206
第2章	その他の一時金	209
第1節	短期在留外国人の脱退一時金（国民年金・厚生年金保険）	209
第2節	脱退手当金（厚生年金保険）	212
第3節	退職一時金（共済組合）	214
第3章	離婚時の年金分割制度	216
第1節	年金分割の仕組み	216
第2節	合意分割	217
第3節	3号分割	218
第4章	年金生活者支援給付金	221
第1節	高齢者への給付金	221
第2節	障害者や遺族への給付金	222
第5章	国民年金基金と企業年金	225
第1節	国民年金基金	225
第2節	厚生年金基金（存続厚生年金基金）	228
第3節	確定拠出年金（DC）	232
第4節	確定給付企業年金（DB）	239
(コラム)	iDeCo（個人型確定拠出年金）加入の流れ	242

第7編 年金相談の対応

第1章	年金記録	244
第1節	年金記録の管理・照会	244
第2節	ねんきん定期便	246
第3節	ねんきんネット	250
第4節	年金記録問題への対応	251
第2章	年金の手続	255
第1節	実施機関	255
第2節	年金の請求	257
第3節	老齢給付の年金請求	258
第4節	障害給付の年金請求	265
第5節	遺族給付の年金請求	266
第3章	年金受給者の手続	267

第1節 年金受給者が行う届出	267
第2節 公的年金に係る税金	271
第4章 退職後の医療保険・介護保険と退職金に係る税金	274
第1節 退職後の医療保険	274
第2節 介護保険	277
第3節 退職金に係る税金	279

第8編 年金相談の事例

事例I 老齢基礎年金：自営業者世帯	282
事例II 老齢基礎年金と老齢厚生年金：サラリーマン世帯	286
事例III 老齢厚生年金の繰上げ	292
事例IV 在職老齢年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付の併給調整	296
事例V 障害基礎年金	300
事例VI 障害基礎年金と障害厚生年金	303
事例VII 遺族基礎年金：自営業者世帯	307
事例VIII 遺族厚生年金と老齢厚生年金：サラリーマン世帯	310
●巻末資料	317
令和2年度「ねんきん定期便」(50歳以上(59歳を除く)) 令和2年4月～／老齢給付の年金請求書(事前送付用)／老齢給付の年金請求書(65歳到達時)／障害給付の年金請求書／遺族給付の年金請求書／年金受給権者 受取機関変更届／年金相談先一覧／国民年金保険料の推移／厚生年金保険の標準報酬月額の推移／60歳台前半の在職老齢年金の受給月額早見表(令和2年度)／65歳以降の在職老齢年金の受給月額早見表(令和2年度)／経過措置一覧表(令和2年度)／年齢早見表／直近の主な年金改正項目	
●被用者年金一元化の概要	

第1編

わが国の公的年金制度

第1章 公的年金制度の特徴

わが国の公的年金制度は、国民皆年金体制の下、世代間扶養の考え方を基本に社会保険方式を採用している。これらの基本的特徴を有しながらわが国の年金制度は運営されてきたが、国民の高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして、将来にわたって持続可能な制度を構築していくことが社会的に課題となっている。

1. 国民皆年金

「国民皆年金」とは、国民のすべてが年金制度に加入できる体制であり、日本では、基本的に20歳以上60歳未満のすべての者が公的年金制度の対象になっている。

国民皆年金体制においては、安定的な保険集団が構成され、社会全体で老後の所得保障という問題に対応していくことが可能とされている。

昭和36年4月に国民皆年金体制が確立し、年金制度の充実期を迎えることとなった。その後、昭和61年4月に基礎年金制度が導入されたことによって国民のすべてが強制加入となり、その体制が強化された。

2. 世代間扶養

「世代間扶養」とは、現役世代全体でその時代の高齢者の生活を支えていくうという世代を超えた支え合いの考え方である。

日本の年金制度では、世代間扶養を実現するための財政方式として、基本的には「賦課方式」を採用している。

年金制度の財政方式には、賦課方式と積立方式がある。賦課方式とは、現役世代から保険料を徴収して高齢者に年金を支払うという仕組みであり、積立方式とは、自分が支払った保険料を積み立てて、本人が年金として受け取る仕組みである。

わが国の年金制度は、賦課方式を採用しているといえども、賦課方式は少子高齢社会の進行による影響を受けやすいため、現に積立金を保有し、運用収入も含めて

年金給付を賄っている。現役世代が負担した保険料のすべてが年金給付に充てられているのではなく、一部は将来の給付原資として積み立てられていて、積立方式の側面をもち合わせていることから、「修正積立方式」とも呼ばれている。

3. 社会保険方式

社会保険方式とは、国や公的な団体を保険者とし、保険技術を用いて保険料を財源として給付を行う仕組みであり、被保険者は強制加入が原則である。加入者がそれぞれ保険料を負担し、それに応じて給付を受けることとなり、給付と負担の関係が明確であるとされている。

日本の年金制度においては、社会保険方式を採用しながらも、制度の趣旨とこれまでの制度形成の経緯から保険料拠出を前提としない給付もある。



参考

少子高齢化の進展	平均寿命：男子約81.3歳、女子約87.3歳（平成30年）	厚生労働省「平成30年簡易生命表」
	平均余命（65歳）：男子19.7年、女子24.5年（平成30年）	
	老人人口比率（高齢化率） ^{*1} ：28.4%（令和元年10月1日現在） →平成77年（2065年）には38.4%（中位仮定）の見込み（国立社会保障・人口問題研究所（平成29年推計））	総務省統計局「人口推計月報」
	合計特殊出生率：1.36人（出生数86.5万人）（令和元年概算値）	厚生労働省「令和元年人口動態統計月報年計（概数）」
社会保障給付費	平成29年度社会保障給付費：約120.2兆円（対国民所得比29.8%） 割合：年金45.6%、医療32.8%、福祉その他21.6%	国立社会保障・人口問題研究所（令和元年8月）
高齢者世帯と年金	高齢者世帯 ^{*2} の所得（平成29年：平均334.9万円）の公的年金等の占める割合：61.1%（平成29年）	厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」
保険料納付率	令和元年度国民年金保険料納付率：69.3%	厚生労働省

* 1 老年人口比率（高齢化率）は全人口に占める65歳以上人口の割合をいう。

* 2 高齢者世帯は65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

年金相談の実務 2020年度版

2010年11月10日 初 版第1刷発行
2020年7月30日 2020年度版第1刷発行

著 者 鈴 江 一 恵
発 行 者 志 茂 満 仁
発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

〈検印省略〉

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／株ヴァイス 本文レイアウト／清水裕久
制作／松倉由香 印刷・製本／日本ハイコム(株)

© Kazue Suzue 2020 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3435-2

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに
掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#))

定価はカバーに表示しております。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。